

平成 30 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 12 月 11 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 30 年 12 月 11 日 午前 8 時 56 分 委員長宣告

4. 審査事項

1. 付託案件

議案第 74 号 可児川防災等ため池組合理約の変更について

2. 事前質疑

- (1) リニア工事について

3. 報告事項

- (1) 「可児市水道事業の適正な料金について」の諮問について
- (2) 文書配達業務の見直しについて
- (3) 可児市文化創造センター大規模改修について
- (4) 可児市舞台芸術国際共同制作公演実施事業について
- (5) 可児更生保護サポートセンターの開設について
- (6) 男女共同参画プラン 2023 のパブリックコメントについて
- (7) 可児市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- (8) 豚コレラ発生における、本市の野生イノシシへの対応について
- (9) 農地転用許可権限等に係る指定市町村の指定について
- (10) リニア中央新幹線の進捗状況について
- (11) 土田渡多目的広場及びアクセス道路事業の進捗状況について
- (12) 可児駅前線街路事業の進捗状況について
- (13) 民間ブロック塀等安全点検の実施結果について
- (14) 市道 56 号線改良事業の進捗状況と今後の予定について

4. 協議事項

- (1) 議会報告会での意見の取り扱いについて
- (2) 委員会活動スキームの進捗について

5. 出席委員 (8名)

委員長	板津博之	副委員長	大平伸二
委員	亀谷光	委員	伊藤健二
委員	川上文浩	委員	酒井正司
委員	伊藤壽	委員	渡辺仁美

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

観光経済部長	渡 辺 達 也	市民部長	杉 山 修
建設部長	丹 羽 克 爾	水道部長	田 中 正 規
市民部担当部長	瀬 瀬 新 吾	地域振興課長	杉 下 隆 紀
産業振興課長	加 納 克 彦	人づくり課長	遠 藤 文 彦
環境課長	杉 山 徳 明	都市計画課長	渡 辺 聡
土木課長	安 藤 重 則	建築指導課長	佐 橋 猛
都市整備課長	林 宏 次	施設住宅課長	吉 田 順 彦
農業委員会 事務局課長	鈴 木 広 行	上下水道料金課長	長 瀬 繁 夫

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田 上 元 一	議会総務課長	梅 田 浩 二
議会事務局 書記	松 倉 良 典	議会事務局 書記	林 桂 太郎

○委員長（板津博之君） それでは、おはようございます。

若干というか、5分ぐらい定刻より早いですが、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは付託案件、議案第74号 可児川防災等ため池組合理約の変更についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○土木課長（安藤重則君） よろしくお願ひいたします。

資料番号1及び資料番号4を御用意願ひます。

議案第74号 可児川防災等ため池組合理約の変更について御説明いたします。

まずは、資料番号4の5ページをお願いいたします。

議案第74号です。

地方自治法第286条第1項の規定により、可児川防災等ため池組合理約の一部を変更する協議が提出されましたので、同法第209条の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を得るものです。

規約の改正の趣旨としましては、組合事務所が平成31年4月より総合会館分室から総合会館へ移転することに伴い、事務所の位置を改正するものです。

続きまして、資料番号1の45ページをごらんください。

下線部が改正となる、事務所移転する位置になります。

施行の日は平成31年4月1日でございます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第74号についての質疑を行います。

質疑はございませんですね。

〔「ありません」の声あり〕

それでは、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、これで討論を終了といたします。

それでは、これより議案第74号 可児川防災等ため池組合理約の変更についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第74号については原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

それではお諮りします。

本日、審査いたしました議案に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めますので、そのようにいたします。

続きまして、2. 事前質疑、リニア工事についてを議題といたします。

質問者の伊藤健二委員に質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） では、委員会の事前質疑を通告によりまして、質問させていただきます。

1つはリニア工事ということです。全体がリニア中央新幹線工事なんですけれども、1点目は、中津川の山口工区では、木曾川の上流部に高さ5メートルもの盛り土をして、リニア中央新幹線トンネルの掘削した後に出てくる残土、そのうち、いわゆる重金属等が含まれた汚染残土を仮に置く場所、仮置き場をつくるという話です。

しかし、ここは前の9月の台風のときに浸水する危険があるということで、住民に対しては避難勧告が市から出された地域であり、高低差もさほどなく、木曾川の河川の水が置き場のほうに逆流するようなことも考え得るわけであります。

工事ヤードから別地に仮置きをするという方針がこういう状況なわけで、これは先般の9月中津川市議会で議論がされたということであります。こうした危険な場所にも住民から不安、そして大丈夫なのかという声が出ておって、それを議会が取り上げてただいたという格好ですが、しかるべき工事をやるであろうから心配はしていないという当局の答弁だったということで、議論がはっきりしないという状態でありました。

そもそもJRの対応が、現に工事がもう始まっているところでもそういう事態が起きているというところで、本当に可児市、本市での工事ヤードを初めとする今後については大丈夫なのかということで、可児市民からの声が私のもとに来ておりますので、この質問をさせていただきます。

大森工区の工事ヤードについて、住民説明が先般実施されました。本市においては、残土仮置き場、掘り出しの発生土の処分場についてはどうなっていくのか、この点についてお伺いをするところであります。あるいは、市はどのように説明を受け、どういう対処の仕方をしているのかもあわせてお尋ねをするところです。発生残土の場所、いわゆる残土処理方策についてJRはどのように考えているのか、この点について問いただしておられると思いますが、お聞かせいただきたい。

また、そういう方針については、早目、早目に公開をすべきだと。それは、工事ヤードで全てが賄い切れるわけではありません。せいぜい2日から3日分をため置く程度と。そこで工事の発生残土の土質成分等もチェックをして汚染等があるならば、その問題についてはき

ちんとしかるべき対処をしなきゃいけないと。また、そこは次々と掘り出した掘削残土が積み上げられるわけですので、当然そこから先どうするのかについては、連動した一連の問題として考える必要があると。当然、市はそのことはわかっているわけですので、こうした問題について早目に、どこを通りどこまで、どのような量が発生した場合にはどのように運んでいくのかということもあわせて考える必要があります。

その点について可児市はどういう対応をしていくのか、お聞かせください。

ちょっと視点を変えまして、今度は、本市久々利の大萱の工事についてであります。大萱の工事については情報が非公開なせいか、ほとんど状況がよくわかりません。ただ、住民とは合意をしていないということは聞いております。もちろん、先祖代々の共同墓地をまさに踏み潰してリニア中央新幹線が通過をするという事態に今の状態ではならざるを得ないわけであって、地域住民にしてみればちょっと待てという話になるのは当たり前であります。

さて、そこで、この大萱工事の概略はどうなっていくのか、まだ発表がないわけでわからないというのが市の立場だろうというように思いますけれども、ここの今後の方向、工程、日程等についてはどうなっていくのかお聞かせいただきたい。

そして、3点目は豊蔵資料館の問題です。

本市の重要な重大な文化財であり、またその場所の出入り口整備も、この間一部してきたわけですが、豊蔵資料館の真横をリニア中央新幹線が通過をするという設計になっているという状況のもとで、この資料館への出入りする人の問題、見学者等の安全確保はもちろんのこと、これが工事が終わった時点で、このリニア中央新幹線が通過し出したときに、一体どういう影響があるのかということで、衝撃波というふうに書きましたけれども、音の問題、いわゆる微気圧波等による音波上の自然環境への影響、そして走行に伴う、走行といっても車輪ではありませんので空中走行するわけですが、この発生騒音の問題、そして電磁波による悪影響の問題等について、まだまだ未解明であるというふうに認識をしています。

この問題について、これだけ真横、間近に、そして1時間に何本通過するかわかりませんが、最大、上下合わせれば10本以上が通過するというふうにも言われております。五、六分に1本の高速新幹線が通過することによって、その15メートル、20メートル横におられる資料館の学芸員等の人間への影響などが本当はないのか、こうした問題が発生しないのかということについては、科学的に安全であることをやっぱり証明されていく必要があると私は思いますが、この辺の点についてどう考えているのか、JRの説明の繰り返しだけでは、可児市民の納得は得られないという点をしっかりと押さえた上で、お考えをお尋ねするというところであります。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、この件に関して執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） JRによりますと、発生土置き場はまだ決まっていないとお聞きしております。これは今おっしゃられたとおりでございます。

ことしの7月と10月に開催されました大森工区の情報交換会においては、大森区、平林

自治会、星見台の自治会、大森財産区の管理会、土地改良管理組合の代表者に対しまして、工事施工ヤードの造成工事、トンネル本体工事、発生土の処分方法などの概要が示されました。発生土置き場の位置については決まっておりませんが、トンネルからの発生土については、重金属の溶出試験、酸性化可能試験により、健全土と要対策土に分けて、それぞれ発生土置き場と要対策土仮置き場に運搬されることなどが説明されました。運搬ルートは示されなかったものの、現場に出入りする車両の種類や台数等についても概要が示されました。

このときのJRの説明資料については、9月の建設市民委員会でお配りしたとおりでございます。

また、情報交換会では、住民への説明方法として、まず工事施工ヤードの説明会を開催し、その後、発生土置き場が決まった時点で、トンネル本体工事や発生土の処分方法に関する説明を行いたいという相談がJRから代表者の方にされました。

これを踏まえて11月19日、20日に開催された大森地区の地元説明会では、工事ヤードの造成に関する説明のみが行われ、発生土の処分については、今後改めて説明会を開催するという説明が住民にはなされました。

市としては、ヤード工事とトンネル工事に分けて段階的に説明することは、ある程度やむを得ないというふうには考えておりますけれども、やはり住民が一番心配されるところでありますので、発生土処分方法についても、できるだけ早い時期に説明していただくように求めてまいります。

具体的に処分方法等が決まりましたら、環境保全計画が公表されるということになります。

続きまして、2つ目の御質問で、大萱のリニア工事計画は非公開なのか、また概略を公表させるべきだという御質問です。

リニア中央新幹線の工事概要については、平成26年度に環境影響評価書や工事实施計画により公表されております。これはあくまで概要でございます。

大萱における工事計画についても、JRと住民の対話が継続的になされておりますが、地上走行にすることについて理解を得られておらず、測量等の現地調査にも入らせてもらえない状況にあります。

市としては、大萱住民がリニア地上走行に理解を深められるような誠意のある説明をしていただくよう、JRに求めております。

それから次に、豊蔵資料館に関する御質問ですので、文化財課のほうにある程度意見を聞いてまいりましたので、私のほうからかわってお答えをさせていただきます。

市としましては、リニア中央新幹線の施工に当たり、県道から荒川豊蔵資料館への進入路の確保については、橋脚等で支障がないように、そういう計画にさせていただくように要望しております。また、文化財である大萱古窯群への影響を極力少なくすることをJRに要望しております。

しかしながら、現在、JRと地元住民の対話が継続的になされておるところであり、現地調査等にも入らせていただけておりませんので、詳細な工事設計に基づく検討が進んでおら

ず、JRからは市の要望に対する具体的な説明をいただけていないというのが現状でございます。以上です。

○環境課長（杉山徳明君） おはようございます。

私のほうからは、4つ目の御質問の微気圧波、騒音、電磁波についての市の認識についてというところを御説明させていただきます。

まず、先ほど都市計画課長も説明をさせていただきましたけど、環境影響評価書がJRから出されております。その中にもそれぞれ説明がありますので、それとあわせて具体的な整理をしていっておりますので、順次説明をさせていただきます。

まず初めに、微気圧波でございます。

微気圧波といいますのは、列車の走行によりまして、トンネル等の出入り口や非常口付近において発生するおそれがあるとされ、多孔板、穴のあいた板の設置や緩衝工、トンネルの出口に緩衝するような仕組みをつくるものがございますけど、そういったものを設置するなどによって低減させるということになっております。

緩衝工の設置延長については、トンネル出入り口から150メートルを基準としているということでございます。なお、必要に応じて延長などは、それぞれ長くする必要がある場合については、延長を要請していきたいというのが私どもの考え方でございます。

また、微気圧波を低減させるには、列車のノーズの形状を改良するということが考えられます。現在も技術的に検討をなされているというふうにありますし、JRでも、そういうふうにしているというふうに考えておるということは聞いておりますし、岐阜県の環境審議会の小部会でも、学識者の方々もそういう考え方で進めているというふうに聞いておりますので、低減の技術的な改良が出てくるんだろうというふうに考えています。もし、その中で微気圧波が残るということでありましたら、また改めて要請をしていくというふうに考えてございます。

続きまして、騒音についてです。

騒音につきましては、御存じのように列車の走行による発生のおそれがあるということでございます。防音壁、また防音防災フードの設置などによって低減させるということにしているようでございます。

本年4月1日付で新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について、県が告示をしております。可児市の中のエリアにつきましては、リニア中央新幹線の地上走行部についてのみ類型を指定されておまして、類型は1とされました。

この類型1といいますのは、環境影響評価の中でも示されていますが、防音壁だけでは基準を達成することができないとしておるところでございます。

その部分については、個別家屋対策を実施するというふうに聞いておりますし、評価書の中でもそういうふうに表現をしております。屋内環境を保持するというふうに考えているということでございます。

続きまして、電磁波でございます。

電磁波については、JRでは磁界として表現をしております。列車の走行により磁界が発生するため、環境への影響のおそれがあることから環境影響評価を行っているというふうに示されています。

評価結果といたしましては、列車の走行による磁界の影響は基準よりも十分小さいとされておりまして、対策することはないというふうに示されています。

市としましては、現状のところ、対策をすることはないというふうと考えております。

いずれにしましても、JRリニア中央新幹線に関する工事につきましては、先ほど都市計画課長が説明をさせていただきましたが、工事区間ごとに工事における環境保全計画を作成することとしています。

この環境保全計画では、工事中に実施する環境保全措置、事後調査及びモニタリングの具体的な計画について取りまとめるものでございまして、市内で実施する工事におきましては、環境保全計画を作成する段階で環境審議会等にも意見を求めながら進めてまいりますので、今後もそれぞれ要件に応じて要請していく場合については、要請していきたいというふうと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） どうも御説明ありがとうございました。

工事全体は未確定部分があるので、それ以上はよくわからないというところは理解します。その上で、最後、環境の問題に係る第4点の環境課長が今お答えいただいた部分です。

1つ、微気圧波を低減させるために緩衝工というか、音を逃がす場所をつくるということですね。全体で20メートル幅だけど、実質は走行ラインは14メートル幅で構造体が走るわけですが、聞いた話では、上に漏れていく音とか空気の流れは拘束しない。つまり、天井のあるトンネルではなくて、地上走行部分は防音壁というか横の壁はつくるけど、両側に、右左に壁はつくるけれども、上はあいているという状態だと聞いています。トンネルへ入るところは、トンネルは基本的には丸いか四角いかはともあれ、穴の中へ突っ込むわけですから、音を逃がす必要があると。そうすると、複数の緩衝工をつくっていくということやけど、そこからまたすごい音波が出るわけですね。音の衝撃波が伝播するわけです。

だから、トンネルが、御存じのように出入り口でいうと、大萱のところに1つと、柿田の方面の橋渡しのところで2つ、出入り口がそれぞれ出ますので、そこから先は春日井市に向かって地下へ入っていくのであれなんですけれども、この可児市で起こす工事の特性として、出入り口が合計、少なくとも4つできるわけですね。それに伴って、両側から上り、下りで走りますので、結局、トンネルの空気を抜く穴が複数、それも下手すれば4つか6つできる可能性だってあるわけで、そういう問題についてはどういうふうに工事をしていくのか、どういう影響が出るのかというのを環境課として把握する努力をしていますか。あるいは、そういうことは説明どおりでございますではなくて、どういう影響があるかということについては検討したことはありますか。

○環境課長（杉山徳明君） まず、少し勘違いをされてみえるところがありますので、もう一回、緩衝工の説明だけさせてもらいますと、緩衝工といいますのは、トンネルがあります、トンネルの入り口に列車が入っていきます、そのときに、この入り口でトンネルの穴を押さえるので、この押さえたものが出口側に伝わって出口側で音がするというのが、微気圧波なんです。環境影響評価書の中で、きょうは部分的にしか持ってきていませんので、8-1-4-3というところ、ホームページにも載っていますので、8-1-4-3というページを見ていただきますと、微気圧波の解析フローというのがございます。これでも示されていますよね。こちらから入ってこちらに伝わる音の波長なんです。

この場合、トンネルの中には、先ほどおっしゃってみえるに4カ所、入り口、出口を数えると可児市では4カ所以上に多分なと思うんですけど、その4カ所があります。そして、大森の吸気口、排気口、そこにも出入り口というふうに示されているものがありますので、そういったところに空気圧の波長が伝わっていくので、その波長を出口側で逃がすというものを、山がありまして、トンネルが出ます、このトンネルから出口側に緩衝工というもの、多孔の穴があいた緩衝工というものをつくることで圧力を逃がしてやる。直接、トンネルの出口から音が出ることを分散させるというものを緩衝工という形で作るんですね。そのトンネルの出口から緩衝工の延長が150メートルというのが基本にあるんですよということです。

その微気圧波を逃がす緩衝工があることで、さっき、委員もおっしゃってみえるように、二手に散らばって上に上がる分も含めて、トンネルの出口のこの穴のところでぼーんと出るものを、全体に穴あきの壁をつくることで分散させるということで、空気の伝搬を下げることで微気圧波を下げていきますよというのがその工法なんです。

したがって、今、御説明したようなことを研究していますかということですので、そういったものは承知をした上で、こういう状況の中で150メートルを基本としているよということで、ある程度の微気圧波については下がるだろうということが、まず1点。

そして、先ほども御説明させてもらったように、ノーズですね。さっきお話ししたトンネルに入るときの、いわゆる車両の先頭部のノーズという、今ですとリニアの写真が出ていると思いますけど、非常に先の長い形のノーズというふうな形で、入っていくときの空気圧を低減させるということを今進めているんですね。それも形をまた技術的に改良することで、いろんな実験をすることで、微気圧を最初から抑える構造をしていくということを検討されているということについても研究しながら、JRからも情報を仕入れながら、我々も研究しながら進めていますよということですので、研究自体はしてございますし、また今後も、そういった情報を整理した上で、市民の方々にできるだけわかりやすく説明することについても、準備していこうというふうに思っていますので、少し説明と違うかもしれませんが、そういう形で研究しているというふうでお答えさせていただきます。

○委員（伊藤健二君） じゃあ、もうちょっと研究していきましょう。

いずれにしても、柿田の林道の上をまたいで通っていく。東海環状自動車道の下を抜けて

いくところは、200 メーターか 250 メーターぐらいしかないんだよね。150 メーター、150 メーターやると 300 メーターでしょう。事実上、トンネルをそのまま延伸させた方が早いんだけど、どういう工事するのといって、最初の平成 27 年、平成 28 年のときに聞いたときには、結局、壁だけつくって上は抜かすという話をしていました。

そうすると、そういう微気圧波の話があると、実質的には多孔で穴があいているかどうかはあるけれども、事実上、フードをかぶせたような状態に近い状態で、余り変化をつくらせないほうが外界との関係ではいいんだよね。そういう問題について十分説明がなされていない。もうちょっと言うと、J R の設計方法がまだ雑な段階で終わっておるといえるように思うので、今後それが明らかになってくるといいますから、きちっと対応をしていただくように、これは要請します。

それから電磁波の問題だけど、電磁波、磁界は下へ影響するという話が出ましたね。下へ出るんですよ。通常なら地下トンネルで下へ行くから、余り影響がないと考えりゃいいんだけど、ここは頭の上をリニア中央新幹線が通過をするという構造体になる。一部は横、一部は下になると。だから、そこを超強力な磁界が、影響が少ないといっても、実際には下を通過する人間が、生物が存在しておるわけであって、その辺についての影響については、きちんと対策をモニタリングを含めて対応をとっていくようにしてもらわないといけないと思います。

その点については、今後の課題であるというふうに思いますので、きちんとした対応を継続してもらうようお願いをして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○委員長（板津博之君）　じゃあ、この件に関してほかに質疑ございませんか。

○委員（川上文浩君）　済みません。1 点だけお願いします。

前回の委員会の際に、大森工区から出る残土については、ダイセキ環境ソリューションには持ち込まないというような話だったと思うんですけども、それから変わっていないのかなということと、また大萱の工区のほうで出たものは、その汚染土についてダイセキ環境ソリューションに持ち込むような話は出ているのか、出ていないか、これだけ教えていただきたいというふうに思います。

○都市計画課長（渡辺 聡君）　9 月の委員会のほうで説明させていただきましたけれども、要対策土が出た場合については、リニア中央新幹線の工事が終了する平成 38 年の終わりぐらいまでは仮置き場にずうっと置いておいて、量がある程度明らかになった時点で、自社用地に封じ込める方針で、今、一応そういうことで計画しているんですけども、非常に少量しか出なかった場合、ちょこっとしか出なかった場合については、そういった最後まで置いておくんじゃなくて、そういった処理場に持っていくこともあり得るというふうには聞いておりますが、全くそういうダイセキ環境ソリューションのようなところに持っていかないということではなくて、少量であった場合は、そういうところで処分する可能性もありますというふうには聞いております。

○委員（川上文浩君）　じゃあ、変わらないということですね。

○都市計画課長（渡辺 聡君） はい。

○委員（川上文浩君） はい、わかりました。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前9時27分

再開 午前9時28分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、報告事項1. 「可児市水道事業の適正な料金について」の諮問についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（長瀬繁夫君） よろしく申し上げます。

資料番号は1となります。

「可児市水道事業の適正な料金について」の諮問についてを報告させていただきます。

水道料金の見直しにつきましては、平成25年度に平成26年度から平成30年度の5年間についての料金の見直しについて行いました。

今回、平成31年度から5年間の水道事業の適正な料金について、平成30年11月27日に可児市上下水道事業経営審議会へ諮問をさせていただきました。諮問後、水道事業の現状について説明をさせていただいたところでございます。

今回は、前回5年前のような県水の値下げといった案件もないことから、昨年度改訂しました水道整備基本計画、中長期収支計画を踏まえた可児市の適正な水道料金のあり方について審議をしていただくことにしております。

今後の予定としましては、審議会委員の方からの意見を聞きながら、次回1月中旬に予定しております経営審議会において答申案をまとめることとしております。その後、市長への答申ということになります。

議員の皆様には、次回3月の建設市民委員会のほうで、答申内容について御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

○委員（酒井正司君） 直接の質問ではないんですが、さきの衆議院で改正水道法が可決されました。コンセッション方式が認められたわけですが、市のほうがいきなりこの方式を採用するとは思えないんですが、やはり一番大きいのは、県がどういう動きをするかということに尽きると思うんですが、その辺、県の動きとか何かありましたら教えてください。

○上下水道料金課長（長瀬繁夫君） 県との関係につきましては、うちのほうは県水を買っておりますので、東部広域の研究会とか、あと県との会議も年に2回ぐらいやっておりますの

で、その中でそういう話は出てくるとは思いますけれども、まだ県がコンセッション方式とかそういうことをやるという話は一切聞いておりません。

○委員長（板津博之君） よろしいですか。

○委員（酒井正司君） はい。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件について、質疑ございませんね。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件については終了といたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時 31 分

再開 午前 9 時 32 分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、報告事項 2. 文書配達業務の見直しについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○地域振興課長（杉下隆紀君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

私からは、連絡所が行っております文書配達業務につきまして見直しを検討してまいりましたが、準備が整ってまいりましたので、本日、報告をさせていただきます。

お手元の資料 2 をお願ひいたします。

見直しの概要でございます。

市内の個人や事業所宛ての文書の配達は、可児市文書管理規程第 26 条の規定によりまして、文書配達員と呼んでおります市の臨時職員を連絡所に配置し、直接、個人のお宅や事業所へお届けをしております。これを廃止し、平成 31 年 4 月 1 日から全ての文書発送を郵便に切りかえるものでございます。あわせまして、「広報かに」や回覧文書を自治会役員のお宅にお届けするための仕分けや配達業務は、民間業者へ委託することに切りかえをいたします。

なお、メールカーによる本庁と連絡所間の文書交換については変更ございません。

見直しを行います理由は 3 つございます。

1 つには、より安全かつ確実に配達業務を行うこととございます。見直しによりまして、文書配達員が交通事故に遭うリスクをなくすことができ、配達のプロである郵便を使って配達業務を行うことで、間違っただ配達してしまうことがほぼなくなります。

2 つには、文書配達員の人事管理業務をなくすことができます。文書配達員の急な退職や採用当初の指導が不要になります。

3 つには、経費の削減が見込まれることとございます。お手元の資料の中ほどに試算を載せてございますが、今回の見直しによりまして、約 330 万円の削減が見込まれることがわかりました。

なお、見直しに伴う市民の皆さんへの影響がないよう、現在、文書配達業務を利用されて

おられる自治会を初め、各種団体に対しましては、来年4月1日以降は自分の団体の文書は自分で費用負担の上、発送をしていただくよう、市のそれぞれの担当課や連絡所長から説明をし、御理解をいただいております。

また、現在、配達業務を行っていただいている文書配達員にへも、平成31年3月末をもって雇用契約が満了になることを、私が直接お会いをし、御説明のもと御理解をいただいております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告について質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 目的と必要性については理解はしたんだけど、じゃあ、自分の団体をどういふ対策でとったらいいのかということについては、甚だ、現地、各地区センターへ結集をしている諸団体の会長、事務局長あたりはどうするんだね、これはとって困っておるというのが現実ですね。

だから、御理解いただきましたって、地域振興課長からの立場からいえば、まずは理解いただかないかんけれども、理解はできるし、そういう時代の流れになったところまでは理解したけれども、じゃあ、具体的に全て郵送でとって全関係会員に必要時、また各連絡所、地区センターから関係方面へ一定の量の郵送物を再発送する。あるいは、誰か配達をしてくれるボランティアを、つまりこのメールカー、メールボーイの身がわり部分をつくっていくという作業に着手するといっても、すうっとできそうなセクションと、そして、あるいは地域の温度差がありますので、そういう問題については、ちょっと丁寧どころまで具体化ができたかを地域振興課としては把握をし、援助、助言、そしてあるいは発想の転換も含めて促していかないと、一応、方針はこれですと。試算も試しました。経営効率も上がります。これでやらせていただきますとどまっちゃあいけないということは、ぜひ理解をして、万全の対策をとってほしいと思いますが、お考えはどうですか。

○地域振興課長（杉下隆紀君） 当然、今よりは御不便がかかるということは、私も重々承知をしておりますので、ただいま伊藤健二委員がおっしゃられたことは重く受けとめまして、丁寧に御説明をして、私どものほうで打てる手段は御提案をしながら、この廃止を進めてまいりたいなあとこのように思っております。

特に今、私どものまちは、災害情報等は「すぐメールかに」を使うということで、いわゆるパソコンであるとか、スマホであるとかそういったものを使っていただくことを勧めしておりますので、そうすると、同じように例えば会議のお知らせであるとか、何か催し物のお知らせもメールを使うとか、LINEでグループを組んでお知らせをすれば、そちらのほうを使われる方もふえていらっしゃるように伺っておりますので、そういった方法も御提案をさせていただきながら御理解いただきたいというふうに考えております。

○委員（酒井正司君） 前段は伊藤健二委員と全く一緒に趣旨も理解できますし、方向性としては間違っていないだろうということなんですが、ちょっと個別の案件で申しわけないんですが、監査委員は毎月、出納検査をやりますね。ですから、会計課と上下水道料金課をやるわけですが、これがかなり会議のぎりぎりに個別に届いてくるわけですね。そのほか、定期

監査が月に6回ぐらいありますね。これもぎりぎりになって届くわけですが、個別の案件とはいえ、ほかにもあるかと思うんですが、このシステムの補完的な何か方式をお考えかどうか、その辺ちょっと聞かせてください。

○地域振興課長（杉下隆紀君） 補完というものは特に今現在は考えておりませんが、ただいまの御発言から推測すると、急ぎの用事のものはどうしたらいいかという解釈かなあというふうに思いますけれども、どうしても郵送だと、きょう発送すれば次の日しか届かないと。要は現在だと連絡所にきょう届ければ、急げば本日中にお届けができるということなので、1日のタイムラグが出ますので、その部分については電話であらかじめこういったものが届くよということを事務局がお知らせをするなり、あらかじめ相手先がおわかりの場合はメールアドレスを伺っておいて、まずはメールでお知らせをするとか、そんなようなことが考えられるのではないかなあというふうに思っております。

○委員（酒井正司君） 単なる報告事項はそれでいいと思うんですが、例えば一つの例でいいますと社会福祉協議会がありますね。社会福祉協議会から指定管理を受けている、例えば福寿苑とかね。そうしますと、福寿苑の書類だけでこれぐらい来ますわ。社会福祉協議会も同じぐらい来ます。それがぎりぎりにしか集まらんというか、ぎりぎりにまでかけてというか、かかって出てくるわけですわ。これは紙ですわな。そうしますと、メールでは当然、事は足りないの、庁内だけで一つのその方式を考えても時間をかけて関連団体、特に財政援助団体、これが一番時間がかかると思いますので、事前にそのシステムの徹底と準備をしないと支障が出ますよという指摘なんです。ですから、庁内だけのそういうコンセンサスじゃなくて、関連にもしっかりと趣旨を理解していただいて、それに対応した取り組みをしていただかないと支障が出ますのでお願いをしておきます。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（川上文浩君） 僕は、これは地域の市民の方々がこういうことを作業を手伝っていただけのって非常にいいことかなあと思っていたんですけども、コストが下がるということが大きいんだろうと思うんですが、コストが下がってサービスが低下するというのは、これは本末転倒になってしまうので、コストを下げながらサービスを維持する、またサービスを上げていくというようなことで、皆さん方がおっしゃったことは維持してほしいなあと思うのと、これをちょっと一つお聞きしたいのは、配達業務という、現在、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法関係で委託業務している部分というのはなかったですか。

○地域振興課長（杉下隆紀君） この文書配達業務につきましては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法ではございません。全て直接雇用を市のほうがして配達をしていただいております。

なぜそういうことが起こっているかという、以前に、今、委員がおっしゃられるように委託をしておいた時代がございましたが、いわゆる郵便法に違反をしておることがわかりましたので、委託をやっぱり直接雇用に改めたという経緯がございます。以上でございます。

ます。

○委員長（板津博之君） この件については、ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了といたします。

それでは、報告事項 3. 可児市文化創造センター大規模改修についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（遠藤文彦君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、資料番号 3 の可児市文化創造センター大規模改修事業について、御説明をさせていただきます。

この改修事業につきましては、平成 26 年度、平成 27 年度に施設の現状調査を行いまして、施設全体の状況を把握してまいりました。そして、平成 28 年度と平成 29 年度の 2 カ年で実施設計を行ってまいりました。平成 30 年度は実施設計をもとに各種調整を行っております。そして、平成 31 年度、平成 32 年度にわたり大規模改修工事を実施するものでございます。

また、この工事は、建築基準法施行令の改正に伴い施設利用者の安全を確保し、劇場としての機能を維持し続けるための改修でありますことを申し添えます。

主な工事の内容でございますが、経年劣化から更新期限の来ている空調機器の更新、老朽箇所の分解点検、修理などのオーバーホール、それから両劇場及びパブリックエリアの特定天井の落下防止対策の改修を行います。また、トイレの洋式化、オストメイトの設置を行います。また、パブリックスペースでの LED 化で省エネ化とメンテナンス性の向上を図ります。舞台設備に関しましては、舞台装置駆動部分の消耗品の取りかえ、更新を行います。換気設備、給排水・給湯設備の更新を行います。老朽化したウッドデッキの樹脂素材への更新も行っております。そのほか、内外壁や床の補修、雨水処理対策、階段や手すりなどの安全対策を施してまいります。

予算でございますが、総工事費が 21 億円で、工事監理費は 4,000 万円、財源に合併特例債のほか、緊急防災・減災事業債などを見込んでおります。

今後の予定ですが、広報 2 月号で改修の概要と休館のお知らせをさせていただきます。また、3 月議会において、工事期間が 2 カ年にわたりますことから債務負担行為の予算議案の上程も予定しております。

それから来年度、4 月から 8 月に工事入札及び仮契約を行いまして、9 月に議会での議案承認を得て工事契約をし、10 月から工事に入る予定でございます。

10 月から工事となりますが、あらかじめ必要部材など、発注、製造及び現場事務所の開設準備等があります関係から、実際に躯体に対しての工事は、休館する 3 月 16 日からということになります。

休館期間についてはごらんとおりでございますが、工事の進捗によりおくれが生じる場合などは、順次お知らせをしていくようにいたします。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

○委員（亀谷 光君） わかりました。

これは、音響関係のいわゆる劣化した部分を改修して、四、五年前に1度あったんですけど、今回はその音響関係のことについてはどういう状況になっているのでしょうか。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 音響関係に関しては見込んでおりません。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（酒井正司君） 相当の金額、21億円になるわけですが、合併特例債の対象工事額はどれぐらいになりますでしょうか。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 現在は、7億円から8億円を見込んでおります。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（伊藤健二君） 済みません、教えてください。オストメイトの設置って何ですか。そして、どの程度の費用になりますか。

○人づくり課長（遠藤文彦君） オストメイトにつきましては、人工の肛門を持っている方とか、排尿に障害を持たれた方のものになります。大概是紙パック等でやったり、その直接、体から放水をするというような形になりますけど、そういった方のための施設になります。

○委員（伊藤健二君） そういうことなんですね。そういう専用のエリア、空間を設置して、そこで適切にかつ安全に処置してもらうということが、公共施設として最低限必要だという判断のもとで設置するということですね。

それと、そのコストというのはちょっと単独で出ないのかどうかわかりませんが、どの程度の費用。

○人づくり課長（遠藤文彦君） ここは単独ではちょっと今、金額はわかりかねますが、既存のトイレを改修します。1階部分にありますトイレをちょっと拡張しまして、今あるスペースを有効に使いながら、自販機をちょっとどかしたりして、そこでさせていただきますので、費用的には普通のトイレと何も変わってこないと思います。ランニングコストに関しては。

○委員（酒井正司君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件は終了といたします。

それでは次の議題に入ります。

報告事項4. 可児市舞台芸術国際共同制作公演実施事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（遠藤文彦君） それでは、資料4. 可児市舞台芸術国際共同制作公演実施事業についてごらんください。

市は、平成31年度に日英の国際共同制作の舞台作品の公演を上演していきます。

この事業は、東京オリンピック・パラリンピックの競技大会に向けて文化プログラムを推進することを重点政策としております文化庁の補助事業で、文化芸術創造拠点形成事業・先進的文化芸術創造拠点形成事業において、平成29年度に5年間の採択を受けています可児市が、可児市文化芸術振興財団に委託して行っているものでございます。

財団は、イギリスで教育や福祉などの地域課題の解決のため文化芸術活動を先駆的に実施しておりますリーズ・プレイハウスと舞台作品を共同制作しまして、平成 29 年度から平成 30 年度に関しては台本制作をしております。

この事業で可児市が取り組む目的が 2 つあります。

一つは、日本と英国、ひいては国際的に共通すると思われる差別、格差などの社会問題を台本に織り込んで、「共生」をテーマにした舞台作品公演を行うもので、可児市から文化プログラムとして実施すること。もう一つは、地域課題の解決を目指す劇場運営のリーズ・プレイハウスから、文化芸術振興財団がそのノウハウやスキルを学び、可児市における地域課題の解決を目指す劇場経営に生かしていくという目的でございます。

こうした機会を捉えまして、市民の皆様には文化芸術活動をさらに活発に進めて発信していただくとともに、市は文化芸術を活用したまちづくりの面からも、内外に「住みごごち一番・可児」を発信していきたいと考えております。

予算に関しましては、国際共同制作公演事業と障がい者の作品展、エイブル・アート展を含めて 6,000 万円。財源として国庫支出金 3,840 万円を見込んでおります。

また、公演のスケジュールはごらんのとおりでございます。可児市の a 1 a では 7 公演を開催いたします。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

○委員（亀谷 光君） ありがとうございます。

今度 2 月にフォーラムがありますね。この折には、こういったことの中身について討論、議論というか、こういったものは課題に上がっているんですか。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 恐らくそのフォーラムは文化芸術振興財団の主催になりますので、私どもの企画ではないんですが、イギリスからもそういう関係者がいらっしやいまして、これに直接お話があるかどうかはちょっとわかりませんが、ただ、こういった社会包摂機能を持つリーズ・プレイハウス、そういったことの御紹介等、それからテーマとしては劇場として何ができるのかと、社会に対して何ができるのかというようなテーマでやりますので、そういった中にいろいろ触れられてくることになると思います。以上でございます。

○委員（亀谷 光君） だから、なると思いますですけども、思います程度であれですか。これは現実的に館長と議論はされておられますか。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 世界劇場会議の件ですね。

○委員（亀谷 光君） はい。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 世界劇場会議は文化芸術振興財団も主催ですし、NPO 世界劇場会議というところが主催でございます。当然、可児市の文化創造センター a 1 a でやるということは、そういう社会包摂機能について劇場が何ができるのかということ話し合いをされるということで、ずうっとこの 3 年ぐらいは同じテーマでやっておられます。常に根底にあるのはこういう理念がありますので、この理念について深く研究されると思いますし、この舞台作品に関しては、そこで随所に触れられると思います。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（酒井正司君） 市としてはある意味誇らしい事業ではあると思うんですが、ただ財布から見ると果たして分相応かという気持ちがあります。

先ほどの配達員の費用の金額の額と、これの可児市の負担分、特定財源の分を除くと可児市の負担は2,160万円かかるわけですね。その辺もちょっと果たしてこの先、市としてこの方向性でいいのかということもみんなですっかり意識する必要があるかなあと、そんなことを思います。

4番の今後の事業スケジュールで、点線で区切っているんですが、下の2項目もこの予算内という理解でよろしいですか。

○人づくり課長（遠藤文彦君） こちらのほう、ちょっと説明が足らなかったかもしれませんが、可児市の舞台芸術国際共同制作公演事業としては、可児公演に関するものということになります。この2つに関しては文化芸術振興財団の事業という形になりますので、例えば、この新国立劇場とかをお借りするものは文化芸術振興財団の出費になるというふうになります。

○委員（酒井正司君） ということは、全て可児市がおんぶするということになるわけですか。

○人づくり課長（遠藤文彦君） この共同制作に関しては、リーズ・プレイハウスと文化芸術振興財団のほうで連携の契約を結んでおられますので、それに基づいて経費に関しては分担されると思います。

○委員（酒井正司君） 文化芸術振興財団ということですから、平たく言えば可児市ということですが、この予算額はどれぐらいで、ほかからの収入、例えば入場料収入とか、その辺の諸経費のバランス、出入りのバランス、その辺を予想されていると思うので、その辺の数字をちょっと聞かせてください。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 可児市の公演については、6,000万円ということで予算額を見込んでおります。

可児の公演に関する入場料に関しては315万円ほどを見込んでおります。以上でございます。

○委員長（板津博之君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件は終了といたします。

それでは、次の議題に移ります。

報告事項5. 可児更生保護サポートセンターの開設についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 資料ナンバーの5番をお願いいたします。

可児更生保護サポートセンターの開設についてでございます。

まず更生保護サポートセンターとはということで、再犯の防止等の推進に関する法律によ

る再犯防止推進計画では、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置を着実に推進することが盛り込まれております。

今回は、こうした計画に沿った形で設置するもので、更生保護サポートセンターは、平成 29 年度末で全国 886 保護区のうち 501 保護区に設置済み、岐阜県では、平成 30 年 11 月現在で 21 保護区のうち 12 保護区が設置しております。

活動内容は主に 4 点あります。

ごらんのように保護司の行う処遇活動への支援、例えば、これは面接場所の提供や処遇協議、企画・運営などがございます。それから、更生保護女性の会、団体等の連携や地域、学校との処遇協議を行うための更生保護関係団体との連携の推進、それから地域に根差した犯罪、非行予防活動の推進、それから更生保護の情報発信、それから保護司会の運営等、こういったことを賄うようなセンターになります。

スケジュールとしましては、改修準備を含めて平成 30 年 12 月 1 日から可児市勤労者総合福祉センター 1 階に開設をいたします。

平成 31 年 1 月 18 日に開所式を行いまして、平成 31 年 4 月からはリニューアルする可児市総合会館 2 階のほうに移転する予定でございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは質疑を行います。

○委員（酒井正司君） この件はわかりました。

これはいってみれば更生ですから、いわゆる立場的には加害者側の取り組みかと思うんですが、翻って、今、被害者側の救済ということが非常にクローズアップされて、いろんな自治体で条例等が制定されていますが、そちらへの取り組みがもしあればお聞かせください。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 被害者への救済ということですが、とりあえず可児市のほうでは、まず人権啓発センターのほう、あるいは人権擁護委員、そういった方がいらっしゃいますので、そういった方を含めて、人権の相談ということであればそういう活動をしております。

それから、当然この保護司も含めて、更生保護女性の会といったメンバーも相談等に承りますものですから。それで、そういったことで対応をさせていただきたいと。

○委員（川上文浩君） 所管外なんですけれども、今、総務部総務課のほうで犯罪被害者救済に関する条例の制定を今進めておりまして、3 月上旬になるというふうに、私は警察署の署長といろいろ今やってきたものですから、議長の時代から。そういうことで今動いていますので、そうやって御理解いただければというふうに思います。

〔「答弁を」の声あり〕

情報を流した。所管外なので答えられないか何かということがあるので、ちょっと情報を流しただけです。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

酒井委員、よろしいですか。

○委員（酒井正司君） はい。

○委員長（板津博之君）　じゃあ、この件に関しては。

○委員（伊藤健二君）　開設準備を含めてLポートの1階に先に設置して、そうして4月になったら総合会館の改修完了に伴って移設するという流れで、大変結構だと思うんですけど、今まで県内21保護区のうちで12しかなかったわけだけど、可児市に何かできない理由があったわけですか。それで、たまたま場所があいたから今度はつくることにしたという程度の話なんですか。いきさつを教えてください。

○人づくり課長（遠藤文彦君）　この法律が制定されて国のほうからも保護司の総会等いろいろなこういったことを進めたいという要請がいろいろあったということ、前からこういった施設を開設するということはあったんですけど、今回、法令でこういう国の計画ができたということが後押しになってきております。

可児市としても、いろいろなところを模索しながら部屋を探したわけですけど、もう当初からこのLポートで開設の申請もさせていただいたものですから、今回、二度手間になりますけど、とりあえずはLポートで開設をさせていただいて、その後に総合会館に移るといような流れになっております。以上でございます。

○委員長（板津博之君）　ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了といたします。

それでは、報告事項6．男女共同参画プラン2023のパブリックコメントについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（遠藤文彦君）　本日の委員会資料ナンバー6．「可児市男女共同参画プラン2023」策定に関するパブリックコメントの実施についてと、6－1．別冊で可児市男女共同参画プラン2023の計画（案）がございますが、こちらをごらんください。

それでは説明をさせていただきます。

まずプランの名称ですが、今まで、（仮称）第3次男女共同参画プランとさせていただいておりましたが、可児市男女共同参画プラン2023、またサブタイトルとして、「だれもが輝く可児未来図」とさせていただいております。

この男女共同参画プラン2023は、男女共同参画プラン2018の計画終了に伴って新たに計画するものでございます。

計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間としております。

資料番号6－1のプラン（案）の表紙をめくっていただきまして、目次にありますように4章立てになっております。

第1章は、プランの策定に当たって背景と趣旨などの概要、第2章には、それぞれを踏まえてプランが目指すもの、理念や目標指標、そして3章では、具体的なプランの内容、4章では、プラン推進のための体制について示しております。

それでは、1ページ、第1章でプラン策定に当たってとありますが、お開きください。

特にここでは、下から4行目にありますが、このプランが国の第4次男女共同参画基本計画の策定に伴う考え方や内容を反映させたものであることを示しております。

また、めくっていただきまして2ページでは、国の動きとしてさまざまな関連法整備や計画等の動きを掲載しております。

4ページには、このプランの位置づけとしまして、可児市の男女共同参画社会づくり条例第4条に基づく男女共同参画の推進に関する基本計画に位置づけられたものであることを載せております。

また、5ページから、第2章プランの目指すものでは、基本理念「だれもが輝く男女共同参画のまち・可児」をめざして、について説明を示しております。これは、前プランから継承したものでございます。

次に6ページ。プランの体系図をごらんください。

こちらは基本目標でございますが、6つの基本目標を掲げております。

基本的には、目標は前プランを踏襲しておりますが、先ほどの国の計画を踏まえた今回のプランの見直しのポイントを御説明いたします。

こちらは資料6にも掲載しておりますが、まず同時に見ていただけたらと思います。

基本目標1の人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識改革についてでございますが、そこをずうっと右に行ってくださいますと、7ページにある施策の方向としてですね。⑤困難な状況に置かれた人々の人権を擁護するための環境づくりを盛り込んで、また、目標3では、男女が働きやすい環境の整備においては、括弧の中にもありますが、平成27年施行の女性活躍推進法を受け、このプランを可児市の女性活躍推進計画と位置づけております。

施策の方向として7ページですが、ワーク・ライフ・バランスの啓発や情報提供、男性中心型労働慣行等の変革への支援として、長時間労働への是正などを盛り込んでおります。

また、目標4. 家庭と地域生活における男女共同参画の実践においては、施策の方向③でございますが、男女共同参画の視点に立った防災の推進を追加しております。

特にこうした点が前回から見直しをさせていただいたところでございます。

それから、めくっていただきまして8ページ、9ページには28項目の目標指標を掲げております。また、参考指標も状況の推移を見守るための指標として設けております。

10ページからの第3章は、具体的なプランの内容に触れていきます。

先ほどのプランの基本目標の順になっておりますが、全てこの流れとしましては、基本目標に関しての現状課題、それから目標に向けた方針では、方向性を示して具体的に行政がどういったことをしていくのかというプランが示されております。それが42ページまで続いております。

また、43ページ、44ページでございますが、こちらには総合的な推進体制の整備。

それから45ページから52ページには、用語解説といたしまして、この計画に載っております用語の中で、特にわかりにくいものを中心に説明をしております。

以上がプランの説明になりますが、このプランのパブリックコメントにつきましては、1

月4日金曜日から1月24日木曜日まで21日間をパブリックコメントの期間として、実施をしたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件は終了とさせていただきます。

ここで10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、報告事項7. 可児市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（加納克彦君） 資料7をお願いいたします。

可児市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、御説明いたします。

条例制定の経緯につきましては、消費者安全法が平成21年に制定され、市町村は消費生活センターの設置要件に該当する機関を設置するよう努めることとされました。

本市においては、平成17年10月に消費者相談窓口を開設しまして、平成22年度には、消費生活センターの設置要件を実質的に満たしておりました。

その後、平成26年6月に消費者安全法が一部改正されまして、消費生活相談等の事務を行う施設や機関を設置する市町村は、その組織及び運営等に関する事項や消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項について条例で定めるものとする同法10条の2が新設され、同改正法は平成28年4月1日に施行されました。

現在、消費生活相談窓口を週4日開設しておりますが、平成31年4月から相談窓口を拡充しまして週5日開設することとし、あわせて消費生活センターとして条例を制定するものでございます。

条例を定める目的としましては、消費生活相談窓口の位置づけ、体制及び相談員の立場等を明確にするとともに、情報の安全管理が確実に行われるよう条例に規定し制度化することで、信頼された窓口とする。有資格者である相談員を配置することを明確にすることなどを目的としております。

条例で定める内容としましては、国が定める参酌すべき基準を踏まえた内容を定め、平成31年3月議会に上程させていただく予定で準備を進めているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（板津博之君） それでは質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので、次の議題に移ります。

それでは、報告事項 8. 豚コレラ発生における本市の野生イノシシへの対応についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（加納克彦君） 資料 8 及び本日追加資料として提出させていただきました資料番号 8-2 をお願いいたします。

豚コレラ発生における野生イノシシへの対応について、御報告いたします。

まず県内の状況と対応についてですが、資料提出の関係で、資料 8 には 12 月 1 日現在の県内で豚コレラの陽性判定がされた野生イノシシの頭数を載せておりますが、その後も感染頭数がふえておりますので、本日、追加資料として提出させていただきました資料 8-2 の上段のほうに 12 月 1 日現在の頭数を載せておりますので、資料 8-2 をごらんください。

現在、豚コレラに感染した野生イノシシは 70 頭となりました。市町村別は表のとおりとなっております。可児市においては、10 月 30 日に西帷子地内で捕獲したイノシシ 1 頭、12 月 4 日に同じく西帷子地内で捕獲したイノシシ 1 頭、12 月 6 日に二野地内で捕獲したイノシシ 1 頭の計 3 頭の感染が確認をされております。

資料 8 のほうに行きまして、野生イノシシの豚コレラ感染確認検査につきましては、陽性個体発見箇所を中心とした半径 10 キロメートルの区域を調査対象区域として設定し、調査対象区域の内・外、内と外で違う取り扱いが岐阜県より示されております。

調査対象区域内では、死亡、捕獲にかかわらず全頭検査、区域外につきましては、死亡のみ全頭検査としております。

また、豚コレラウイルス拡散の防止として、豚コレラウイルスは人に感染するといったことはございませんが、狩猟を行う人や車両にウイルスが付着することや、狩猟により野生イノシシが通常の生活圏外に移動することなどにより、豚コレラウイルス拡散のおそれがあることから、調査対象区域内に位置する 23 の市町を指定猟法禁止区域、禁猟区域として設定しまして、狩猟期間である平成 31 年 3 月 15 日まで狩猟が禁止されました。平成 30 年 12 月 20 日からは禁猟区域が拡大されまして、26 の市町での狩猟が禁止されることとなっております。

次に、本市の状況についてでございますが、9 月 27 日に各務原市で発見された死亡イノシシが陽性判定ということで、可児市の一部が調査対象区域内に含まれ、その後、10 月 30 日に可児市西帷子の石原地区で捕獲したイノシシが陽性と判定されまして、可児市のほぼ全域が調査対象区域内となっております。

現在、13 頭のイノシシを検体に提供いたしまして、先ほどお話しさせていただきましたが、現在、可児市内では 3 頭の感染が確認をされております。

次に、本市の対応についてでございますが、市民への周知につきましては、岐阜市内において豚コレラの発生が確認されたこと、それから本市で豚コレラに感染した野生イノシシが発生したこと、野生イノシシの食肉利用の自粛などにつきまして市ホームページに掲載し、市民に周知をしております。

現在、市内全域が指定猟法禁止区域として指定されておりますが、イノシシ被害に困っている市民の方も見えるということで、イノシシの個体数を減らす必要性から、可児市猟友会と連携しまして、被害防止捕獲、有害捕獲といたしますが、有害捕獲を市内全域で継続して実施をしているところでございます。

野生イノシシの捕獲現場におきましては、県により示されております調査対象区域内・外の取り扱いや消毒方法の手順に基づいて、現場対応を継続実施しております。

資料には載せておりませんが、11月27日に飼育豚を有する施設である坂戸にあります岐阜県農業大学校に出向きまして、防疫措置の状況を確認してまいりました。また、12月6日にその後の防疫措置の状況について、電話にて確認をいたしました。

そのほか、市外や県外へ狩猟に出かける可児市在住の狩猟免許所持者から消毒液の支給要望があった際には、消毒液を小分けして支給をしております。

次に、本日、追加資料として提出させていただきました資料8-2をごらんください。

感染頭数表の下のほうに、県畜産研究所における豚コレラ発生に伴う本市の対応について、御報告いたします。

美濃加茂市内にあります岐阜県畜産研究所養豚・養鶏研究部で飼育されておりました豚が、豚コレラに感染していたということで、12月5日午前6時に可茂農林事務所の農業振興課長より私のほうに電話がありまして、可児市内において消毒ポイントを設置する旨の連絡があり、消毒ポイント設営の資材搬入の要請がございました。

5日午前7時30分に消毒ポイントとする谷迫間地内の国道248号線沿いの市原産業のショールーム付近にあります待避所に資材を搬入しまして、県職員と設営作業に当たり、午前9時に消毒ポイントを開設いたしました。その後、県職員2名と市職員1名の3名が1チームとなりまして、24時間3交代制で、ウイルス拡散防止のため、美濃加茂市内にあります畜産研究所に出入りする関係車両及び付近養豚場に入出入りする関係車両の消毒作業に当たりました。

県畜産研究所で飼育されていた約500頭の豚の殺処分は、12月6日の午前0時21分に完了され、埋設・消毒等の防疫措置につきましては、12月7日の午後3時32分に完了されました。

可児市内に設置した消毒ポイントにおける県職員と市職員による消毒作業は、12月6日の午前6時まで続きまして、その後は、県から委託を受けた業者が引き続き消毒作業に当たっているところでございます。この消毒ポイントでの消毒作業は、12月25日で終了されるという予定となっております。

最後に、資料には載せてございませんが、昨日、県内の飼育施設で4例目となる豚コレラ

の感染が確認されましたので、お伝えさせていただきます。

昨日、県から公表されまして、ニュースや新聞に取り上げられておりますが、関市内にあるイノシシの飼育施設で飼育されておりますイノシシ 23 頭のうち 1 頭から豚コレラの陽性反応が出ました。既に殺処分は終了、完了しておると聞いてございます。

報告は以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

○副委員長（大平伸二君） 可児市の場合、3 頭出ていますが、これって移動ができないということで、そこで、発見された場所で埋めちゃって処分しているんですかね。どこかに移動してみえるんですか。

○産業振興課長（加納克彦君） まず検体に出す必要性がございますので、岐阜県の保健所のほうに出しまして、そこで陽性が確認された場合は、そちらのほうで焼却処分されております。以上です。

○副委員長（大平伸二君） 美濃加茂市では、この豚コレラについて住民説明がされたみたいなんですけど、可児市の場合、もし出た地域の方々から、いわゆるホームページでは出していますが、住民説明してくれという要請があれば対応できるんでしょうか。

○産業振興課長（加納克彦君） 今のところ、住民説明のところは考えておりませんが、県と調整させていただきたいと思います。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（伊藤健二君） ちょっと教えてほしいんですけど、殺処分という最終処理方法をとるんだけど、その豚の所有者から考えると、飼っていたものがバツになるわけで、その費用についてというのは、何か補償だとか、補助だとか、それは運が悪かったから残念賞という話なのか、その辺の扱いというのは何か決まっているものはあるんですか。

○産業振興課長（加納克彦君） 養豚場、可児市には農業大学校が 13 頭飼っておりますが、可児市内ではそういった例がございませんので、そこら辺の費用の負担分については、県のほうの確認はしてありません。

○委員（伊藤健二君） 逆にいうと、調査すると何らかの部分の補償が出るというような仕組みというのはあるわけですか。そういうのは聞いていない。

○産業振興課長（加納克彦君） 現在のところ、ちょっと確認しておりません。

農業共済に当然かけておれば、農業共済から出る部分はあるかとは思いますが、これだけ蔓延しておりますので、岐阜県も謝罪しておるといぐらいのことですので、県がその対応について詳細のことまで詰めておるといことは確認しておりませんので、お願いいたします。

○委員長（板津博之君） この件については、ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件は終了といたします。

それでは、報告事項 9. 農地転用許可権限等に係る指定市町村の指定についてを議題とい

たします。

執行部の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長（鈴木広行君） 資料9について説明させていただきます。

本市の農地転用事務は、農業委員会事務局で転用許可申請書を受け付けまして、農業委員会で審議を行った後に岐阜県が転用の許可をしております。この県の持っている転用許可権限を本市が農林水産大臣から指定市町村の指定を受けまして、県にかわって権限を持つとするものでございます。

指定市町村の指定は、第5次地方分権一括法により、農地法の一部改正において優良農地を確保しつつ、地域の実情に応じた土地利用を行う観点で、都道府県と同様の権限を持つことができるというものでございます。

この転用許可権限につきましては、他部署における権限移譲と同様に、以前より検討しておりました。ことしに入りまして、本市の農地事情を県とともに協議をしていく中で、指定市町村の指定を受けることが有効であると判断したものでございます。

本市が平成29年度に策定しました農地活用ビジョンで、優良農地の確保と都市的土地利用をある程度受け入れる地域との二面的管理を行っておりまして、この可児市らしい農地活用の推進を図るとともに、迅速な公共事業の実施と本市の転用許可権限において、現状に応じた転用指導ですとか、申請受け付けから許可までの期間短縮で、申請者の早期事業着手など、効果的な事業を行っていきたいと考えております。

スケジュールとしましては、今月中に指定申請をしまして、平成31年3月の指定を目指します。

適用開始は、平成31年7月1日を予定しております。

なお、県内で指定市町村の指定は、岐阜市と大垣市に続いて3例目となります。

以上を報告させていただきます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はよろしかったですか。

○委員（伊藤健二君） ちょっと言葉の点ですけど、1の2段目で、本市では平成29年度からということを書いてあります。

この括弧のところ、今、集団的優良農地として保全する地域というふうには、事務局長は言わなかったけど、旧優良農地、いわゆる耕作優先地域の農地と、ここでいう集団的優良農地というのは、ちょっと経済的位置づけは違うんでしょう。集団的優良農地という意味はということかということ。要するに、もう既に集団的優良農地として認定されておる場所についてはそのまま保全するという意味だと思うけど、先ほどあなたは確保と言ったもので、そういうところを新たに作り出していくという趣旨を含めての話をしたのかなあとあって、今聞いたけど、どうですか。

○農業委員会事務局課長（鈴木広行君） 集団的優良農地ということで、A農地とかも既に集団的にある農地は保全していくということで、新たに集めるとかそういうふうの話ではござ

いませんでした。

ちょっと説明が不足していたかなあとと思います。失礼いたしました。

○委員（伊藤健二君） だから、ここは確かに優良農地できっちり管理してあげておるけど、単発でぼんっと一耕作者がというか、所有者が持っているだけじゃなくて、面的に一定の広がりを持った集団的という意味なんですね。そうしたら、複数の所有者だったり、あるいは法人等が持っていたりすることもあるかもしれないけど、それらも含めて一定の規模を持つ集団的な優良農地ということで保全ということですね。だから、現状維持という方針に立っていると、片方で開発についても必要時は認めるということで、それは二面だということをおっしゃるんですね。

○委員長（板津博之君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） これを指定されることによって既存のA農地を守るというか、それを維持していきながら用途指定なんかの部分もあると思うんですけども、例えばこれに指定されて現状のA農地を確保してやっていくということになってきた場合に、そのA農地自体が用途を見直してBになったり、もう少しBの枠を広げたりということは、これは影響が出てくるものなんですか。出てこないんですか。

〔発言する者あり〕

意味がわからない。

○産業振興課長（加納克彦君） 今のところ、そのA農地、B農地といった用途については、都市計画課とも話し合いの中で決めていきまして、委員おっしゃられるとおり、まちなみ相が変わってくると変わる可能性はあると思います。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件は終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時43分

○委員長（板津博之君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、報告事項10. リニア中央新幹線の進捗状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） リニア中央新幹線の進捗状況について報告させていただきます。

この件につきましては、おおむね半年に1回というペースで本委員会に報告してきたところでございます。

資料番号は10となりますので、ごらんください。

1ページから4ページがリニア中央新幹線の動向一覧になっておりまして、ことし6月の

建設市民委員会に提出しました資料に最近の動向を追記したものとなっております。

また、5ページから6ページが大森地区、7ページが大萱地区の動向をまとめたものでございます。その後ろに、先月11月19日、20日に開催された大森工区の住民説明会で使用されたパワーポイントの資料を参考までに添付させていただきました。

それでは、6月14日の建設市民委員会以降の動向を4ページに示してございますので、ごらんください。

まず7月4日でございますが、JRより環境影響評価書に基づく事後調査報告書が公表されました。

事後調査報告書に平成28年度というふうに記載してございますが、平成29年度の間違いでございますので、御訂正をお願いいたします。

可児市における調査の内容としましては、柿下地区や大森地区の井戸水についての水位、pH、電気伝導率などの水質調査の結果が公表されました。また、河川調査として、柿下川や大森川についても流量や水質の調査の結果が公表されております。

同じく7月4日ですが、環境影響評価書の事後調査とは別に、平成29年度にJRが自主的に取り組んだ河川や井戸の水質調査、市内の湿地における昆虫や植物に関する調査結果が公表されました。

その下に示してある平成30年からの8月から9月の記述は、中津川市や瑞浪市における動向となりますので、説明を省略させていただきます。

11月19日、20日には、JRが大森工区の工事施工ヤードに関する説明会を開催しております。説明の対象は、大森区、平林自治会、星見台自治会の一般市民であり、説明内容は主に工事施工ヤードの造成工事、進入路である大森財産区の林道の拡幅工事についての説明がなされました。

説明で配付された資料を資料の後ろのほうに添付しましたので、参考にしてください。

この説明会では、市民の方から井戸への影響や、かれたときの補償の方法、それから工事の施工時間、それから工事の資材の搬入ルート、水質調査などの環境調査の報告の公表の仕方などについての御質問がありました。

その下に示しましたが、一番最後の段ですけれども、あす12月12日の予定が示してありますけれども、大森工区の工事施工ヤードの造成工事に関する環境保全計画の案について、環境審議会の意見をお聞きすることになっております。

続きまして、5ページ、6ページが大森地区の経過報告になります。

6月の建設市民委員会以降の動きについては、6ページの表の中段以降になります。

7月17日には、第1回情報交換会が開催され、大森区、平林自治会、星見台自治会の自治会の代表者、それから大森財産区の管理会、土地改良組合の代表者の方とのJRとの意見交換や情報の交換が図られました。地元からは、発破によるトンネル掘削への周囲への影響や、工事車両による交通への影響、工事施工ヤードの大雨が降ったときの懸念、笹洞ため池の配水への影響など、いろいろな意見や情報の交換が多くなされました。

それから、次の10月19日には第2回目の情報交換会が開かれて、第1回目で出された質問へのJRからの回答や、11月に行う予定の一般市民への工事ヤードの説明会についての説明の方法などについて、相談がなされました。

表の一番下、11月30日でございますが、市がJRから委託を受けて発注しました工事管理用道路新設工事が完了しました。

本日の午後には、建設市民委員会の皆様には完成した管理用道路及び工事施工ヤードが設置される山林を視察していただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

今後の予定ですが、発生土置き場が決まった段階でJRから地元説明がなされ、環境審議会に環境保全計画について御意見をお伺いすることになります。平成31年1月からですが、工事施工ヤード造成及び林道拡幅工事に着工する予定となっております。まずは1月から3月ぐらいまでは、林道拡幅箇所の樹木伐採に取りかかるというふうにお聞きしております。斜坑や本線のトンネル工事、これへの着手については、工事ヤードが完成する後になりますので、平成32年度以降となる見込みです。

続きまして、大萱地区の状況ですが、7ページをごらんください。

6月の建設市民委員会で報告した以降につきましては、6月28日に大萱組とJRの協議がなされました。

協議の内容としましては、JRから大萱地区において地上走行しなければならない理由や支障となる墓地や家屋への補償に関する説明がなされましたが、大萱地区の皆さんの理解を得られるまでには至っておりません。

大萱組からは、地上走行に関するJRの今までの説明では、これ以上理解を深めることができないというふうに判断されまして、次の説明会では今までと違うアプローチで説明をしてほしいと要望がなされました。

JRのほうからは、新しいアプローチでの説明ということで説明の内容を大萱の地元の代表者のほうに事前にお渡ししたところ、それ以降、この説明案で地元説明会を開催するというところについて同意が得られておりませんので、今のところ、それ以降、協議会が開催されていない状況でございます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了とさせていただきます。

それでは、報告事項11. 土田渡多目的広場及びアクセス道路事業の進捗状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（林 宏次君） 土田渡多目的広場整備事業及びそのアクセス道路である市道6020号線の進捗状況について、御報告させていただきます。

資料番号は11番でございます。

平成 27 年度より事業を開始しました土田渡多目的広場整備事業と公園へのアクセス道路整備事業は、国庫補助金を活用しながら事業を推進しております。

昨年度、多目的広場におきましては、事業の前倒しとなる国の補正も活用しまして事業の推進を図っているところでございます。

ここで、お手元の資料 11 をごらんください。

表 1 の土田渡多目的広場の国庫補助金交付状況におきまして、事業開始年度の平成 27 年度以外、通常の国庫補助金の交付率が、平成 28 年度では 50%、平成 29 年度では 58%など、要望額より半分程度の交付でございました。

特に、アクセス道路となる市道 6020 号線整備事業におきましては、表 2 のとおり平成 29 年度は 7%、平成 30 年度は 27%と要望額に対してわずかな交付となっております。

この交付金が少なかった要因としましては、国内で発生しました災害など、被災地への災害復興や国の施策である重点事業の橋梁点検、通学路の安全対策などに重点配分されたことが考えられます。一方で、当事業箇所における用地買収におきまして、現在も鋭意交渉を続けておりますが、不測の日数を要していることも要因の一つでございます。

これらのことを踏まえまして、当事業は平成 30 年度で完成する計画でございましたが、今年度、事業の見直しを図りまして、平成 32 年度まで延伸する計画でございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは質疑を行います。

よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件は終了とさせていただきます。

続きまして、報告事項 12. 可児駅前線街路事業の進捗状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（林 宏次君） 可児駅前線街路事業の進捗状況について御報告させていただきます。

可児駅前線街路事業におきましては、平成 26 年度から平成 30 年度までの期間で、第 3 期可児駅東地区といたしまして、国庫補助金の一つであります都市再生整備計画事業を活用しております。

当事業におきましても、ここ数年、用地買収におきまして大変困難な状況が続いております。現在も、用地買収や移転補償の交渉を継続しておりますが、合意形成に向けて不測の日数を要しております。

この事業をこれらのことを踏まえまして、今年度、事業の見直しを図り、平成 30 年度完成予定でございましたが、平成 32 年度まで延伸する計画でございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ただいまの報告について、質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

報告事項 13. 民間ブロック塀等安全点検の実施結果についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（佐橋 猛君） それでは、民間ブロック塀等安全点検の実施結果についてでございます。

9月の議会の当委員会におきまして、ブロック塀等撤去費補助金交付要綱についての中で御報告させていただいておりますが、大阪北部地震に端を発しまして、ことしの8月から民間のブロック塀につきまして、外観目視による安全点検を行ってまいりました。先月、予定しておりました調査を終了いたしましたので、御報告をさせていただきます。

なお、この調査は、防災安全の面から見ての危険の可能性があるかどうかを確認したものでございまして、建築基準法に抵触するかどうかを調査したものではありません。

また、ブロック塀は基本的に所有者に維持管理の責任があるため、御自身で詳細な調査を行っていただき、撤去等の対策を行っていただくものでございます。

それでは、資料 12. 可児市民間建築物のブロック塀の安全点検結果について（完了報告）をごらんください。

1番目の調査実施期間でございますが、ことしの8月10日から11月14日までの3カ月間でございます。

次に、2番目の可児市内の安全点検の報告事項でございます。

調査は、1班2名の15班、30人の体制で行ってまいりました。

調査対象としましては、可児市重点対象箇所として決めました通学路及び緊急輸送道路の延べ約346キロメートルの道路沿いある高さ60センチメートルを超えるブロック塀等でございます。

四角で囲ってあります安全点検結果でございますが、安全点検の総戸数は735戸でございます。このうち不適合と思われるものが367戸ございました。

不適合項目の詳細は、①から⑤にあるとおりでございます。これは、資料の2枚目の裏側でございますが、ここの点検項目にある内容でございまして、国が示した内容と同じものになっております。

結果としまして、全体の半分が不適合となっておりますが、これらは防災安全上、危険である可能性があるということでございます。

それでは、資料2枚目の別紙をごらんください。

調査しました全てのブロック塀につきまして、所有者の方にこの点検結果表をお渡ししてまいりまして、調査結果をお知らせするとともに、調査結果を踏まえた適正な維持管理をお願いしているところでございます。

この中ほど少し下に点検結果という欄がございますが、上にチェックのある方は危険である可能性が高いということで、張り紙等による通行者への注意喚起の上、撤去などの対策を検討するようお願いしております。下にチェックのあるそうではない方に対しても、詳細な点検を行っていただくようお願いしております。

この点検結果表は、お留守の方にはポストに投函させていただいております。また、空き家の方には別途郵送にてお渡ししております。

それでは1枚目に戻ります。

3番目でございますが、可児市以外の点検調査でございます。

多治見市内に一部、旭小学校の通学路が指定されている部分がございますので、多治見市にお願いしまして、多治見市の点検項目に沿って調査をしていただいております。白山団地と呼ばれるところでございます。こちらでは、12戸のブロック塀の調査をしていただき、不適合と思われるものは4戸ございました。

先ほどの点検表でございますが、これはそれぞれの各戸に配付していただいております。

最後に4番目のブロック塀等撤去補助金の利用状況でございます。

ブロック塀等撤去補助金の制度は、前の議会で補正予算を御承認いただいて、10月1日より運用しております。今回の調査結果を受けての問い合わせが多くなっております。11月30日現在で56件の相談を受けておまして、33件の申し込みをいただいております。

補正予算では、50件分として500万円をいただいておりますが、全て上限の10万円というわけではないため、今年度は全体で60件程度の補助金を交付できる見込みでございます。

上記の調査結果でもわかりますように、市内にはまだ潜在的に300件を超える不適合なブロック塀がある可能性がございますので、今後は広報等で適当な管理の啓発を進めるとともに、補助金の利用を促進していきたいと考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告について質疑はございますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 高さの点ですが、安全点検したブロック塀の高さの問題は、道路側からはかって高さを、つまり塀独自が1メートルでも、下に1メートル超えるような落差があればということになると思うんだけど、そういう数字ですね、これは。

○建築指導課長（佐橋 猛君） 今お話しのとおり、今回の点検は道路面から高さとしてはかっておりますので、塀の下に擁壁等があればそこを含めての高さで現地を確認はしております。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件は終了とさせていただきます。

続きまして、報告事項14. 市道56号線改良事業の進捗状況と今後の予定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○土木課長（安藤重則君） それでは、資料番号12-1を御用意願います。

本資料は、先日の予算決算委員会で補正予算の説明の際お配りさせていただきました資料と同様なものでございますが、本委員会においては、現在の進捗状況と、あと今後の予定ということで御説明をさせていただきます。

右上、二野地区になりますが、二野工業団地入り口より左下、大森地区でございます。桜

ヶ丘へ向かう市道 27 号線へタッチする区間を整備するものです。

現在の進捗率といたしましては、事業費ベースの執行率で 98%、工事の完成部分といたしまして出来高率ということで 80%完成をしております。

まず黒の点線部分になりますが、工業団地入り口からトンネルまでの区間、これについては写真 1 から 3 でございますが、それぞれの現況写真を載せておりますが、おおむね道路本体の築造は完了しております、残りは歩道の整備、側溝、舗装といった路面整備を残すのみとなっております、こちらについては年度内完成を目指して、現在、施工をしております。

続きまして、赤の点線部分でございますが、こちらについては、トンネルから市道 27 号線までの区間、あと市道 27 号線、こちらについては付加車線を含めた交差点改良工事ということで、2 工区に分けて施工をしております。

写真 4 については、トンネル部分からの現在の状況写真でございます。

こちらについて、現在、市道 27 号線に埋設されております水道、ガスといった埋設管路が調査の結果、支障となることが判明いたしまして、現在この移転計画を含めた計画を見直しておるところでございます。

また、市道 27 号線の交差点改良について、交差点形状がおおむねでき上がった段階で改めて公安委員会との交差点協議ということが必要になり、これに伴い、信号機の移設工事をその後に発注する予定でございます。

このことから、現在、今年度完了の赤の点線部分については困難な状況となっております、現在、詳細な工程計画を検討しておるところでございますが、次回の 3 月議会に繰り越しの承認のお願いをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

現時点の予定といたしましては、平成 31 年 8 月におおむね工事は完成させたいという思いです。また、供用開始の手続を済ませまして、開通予定といたしましては、平成 31 年の秋を予定しております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告について質疑はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 御苦労さまでした。

この市道 56 号線の改良の写真ですけど、この矢印がありますね、1 番から下に向けて。この矢印はカメラの視線を指しておって、こういう写真ができるよということを意味しておって、かつカメラは、これは広角を使っているんだよね、多分。記憶にある図とすごく道路が狭く感じているので、多分そうだと思うんですけど、そんなところかなと思っておるんですけど、そういう認識でよろしいですか。

○土木課長（安藤重則君） 写真については、矢印について、こちらの方向を向けて撮ったという状況写真です。

カメラについては、普通のデジカメで撮った写真でございます、特に広角ということではないんですが、写真の添付をした関係で縮小の仕方がちょっと縦長になった可能性は、横長になった可能性はあるかもしれませんが、一応、広角ではございません。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件について、質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、終了といたします。

ここで、以降の議事については委員のみで行いますので、執行部の皆さんは退席いただいて結構です。ありがとうございました。

では、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 08 分

再開 午前 11 時 09 分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

次に、協議事項 1. 議会報告会の意見の取り扱いについてを議題といたします。

まず先般の全員協議会でも報告がありましたが、11 月の議会報告会でいただいた意見の中で、当委員会所管の内容について今後取り上げて調査・検討していくべき課題について、御意見をお願いいたします。

皆さんお手持ちの資料 13 をごらんください。

それぞれですね、まず今回のテーマである災害への備えということで、各会場ごとの意見がここに取りまとめてございます。その後、後ろから 2 枚目になりますけれども、建設市民委員会の所管部分についてそれぞれ取りまとめてあります。最後のほうは、1 点だけ総務企画委員会と重複する部分ということで、災害情報伝達と河川決壊懸念についてというふうで書いてございます。

この中で、この委員会で当初から継続審査というか、調査項目として上がっている部分もあるかと思えますけれども、皆さんから特に取り上げていくべき事項について御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（川上文浩君） 一番最後に委員会スキームも出ていますけれども、そこにある 5 件の重要課題とほぼこれに追加するようなものは全部見させていただきましたが、特別なんじゃないかなあと考えていまして、これを見ながらいろんな委員会の活動に、参考にしていけばいいということで、課題についてはこの 5 項目で結構かなあというふうには思いました。以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

なければ、今、川上委員からありました 5 項目について、当委員会として取り上げていきたいというふうに思いますが、御異議ございませんでしょうか。

よろしいですか、皆さん。

〔挙手する者なし〕

では、そのようにさせていただきたいと思えます。

あと1点、議会広報特別委員会のほうから、次の議会だよりで議会報告会でいただいた質問についてしっかりQアンドA方式で1項目出していただきたいということでありまして、私のほうで、これは姫治会場で姫川についての水位計の質問があったということで、伊藤健二委員が班長ということで、勝野議員と一緒にこれは対応していただけたということで、ありがとうございました。

この部分について、谷迫間の自治会長から姫川のほうの水位計はどうなっているんだという御質問だったということで、これにつきましては、しっかり伊藤健二委員と勝野議員で回答までしていただいております、一級河川における水位計の設置についてということで、この中に設置箇所として今回、久々利川、大森川、中郷川、瀬田川、横市川、矢戸川の市内ではこれだけなんですけれども、厳密にいうと姫川のほうは多治見市内のほうで設置をしますということで、これは執行部からしっかり公式な書面として出ているものをお渡ししまして、回答させていただいているので、この1件を議会だよりで載せさせていただきたいと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

- 委員（伊藤健二君） これから出すという話をしたわけ。
- 委員長（板津博之君） あのですね、この件は議会広報特別委員会というより、議会報告会実施会議がこの前ございまして、伊藤健二委員も同席されていたと思うんですけど、富田広報特別委員会委員長のほうから、それぞれの常任委員会ではなかなか今までQアンドA方式でしっかり回答をしているんですけど、議会だよりでそれを載せたことがないので、各常任委員会所管部分で何か1つ出してくださいということでしたので、今、私が報告した事項がちょうどいいのかなということで、副委員長と相談してそれを、取り上げるべき事項とはまたこれは別の話です。

意味はわかっていますか。議会だよりで今回新たに、今までやっていなかったんですけど、結構聞き放しで回答していないんじゃないかという意見があったそうで。

- 委員（伊藤健二君） 若干の情報確認のそごが発生しているような気がしたんで、ちょっと話をとめました、済みません。

水位計については、県が設置をする水位計、危機管理型水位計という代物ですね。それを姫川にはつけるという話が、私が書いた議会だよりの原稿の中になかったんで、そういうふうにはなっていないので、どうして姫川はつけてもらえないのかという質問が出たということ。

実際の問題としては、県が既に多治見市内に姫川の若干上流部分にも設置していくということで、もう確認が決まっておるそうだと、姫川には設置がされますと。ただ、その情報については可児市内じゃないのでというやりとりをうまく載せないと、結局ついていないんじゃないかという話で、また出てくると思いますので。

- 委員長（板津博之君） それは、じゃあ、伊藤健二委員の検閲を受けた上で提出をさせてい

ただきたいと思います。

○委員（伊藤健二君） 私も全然そういうことについては知らなかったんで、何で選択から漏れたかというのが自治会の会長なのかなあ、不満になっていたわけやね。姫川は軽く見られたというふうに。

〔発言する者あり〕

○委員長（板津博之君） 所管部分なのでということで御提示いただけたということですので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

委員会の活動スキームの進捗についてを議題といたします。

お手元の資料 14 をごらんください。

前回の委員会でも活動スキームということで、年間のスキームを書かせていただいております。今回新たにスケジュールの部分で、ここに吹き出しみたいな形で書いてありますけれども、これが 11 月 10 日から 11 月 12 日で、議会報告会での意見聴取を行ったということで、新たにこれはやりましたよということで書かせていただいております。

12 月 11 日、本日、汚染土浄化施設及びリニア中央新幹線非常口の管理用道路の現地視察ということで、ここまではこのスケジュールに沿ってやりましたということになります。

また、来年の話になりますけれども、1 月から 3 月の間で関係団体との懇談会ということで上がっておりますが、これは建築業連合会のほうにお話はしてあるんですが、来年以降でということで日程調整を今とっておるところですので、何とか 1 月から 3 月の間で懇談会をやりたいと思います。

その下の汚染土浄化施設の稼働後の状況確認ということで、きょう、工場のほうは現場のほうに確認には行きますけれども、実際に稼働してからの状況確認ということで、これは具体的にいつになるというのは、また今後ちょっと調整をとっていきたいと思っております。

その下の大河関連及び防災関連先進地視察とかでも、これはまた皆さんから大河関連につきましては、実は総務企画委員会のほうで、今回ドラマ館を中心に視察に行っておられるそうなので、若干ちょっとうちの委員会でこれについていくというのは難しいかなと思っておりますが、例えば防災、それから自治会の加入促進というような課題がございますので、そういったところでまた皆さんから御提示いただければというふうに思っております。

なかなかうちの委員会はタイトですので、遠方まで行くというのはちょっと厳しいかなと思っております。もしかしたら日帰りの、なるべく県内だとか近いところで、またそういった先進地、特に自治会加入の促進というようなところについてやっておられるところがあれば、また視察に行きたいなあと個人的には思っておりますが、また皆さんから御意見いただいて、来年どこか視察に行ければというふうに思っております。

以降は、ここに書いてあるとおりでございますが、このスキームの件で何か御意見等、あと視察先で御意見があれば、ここで伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（川上文浩君） 1 点なんですけれども、総務企画委員会のほうで行かれたからという

のもあって、非常に行きにくいのは事実なんですけれども、一丁目一番地であるという事業ということと、改選になっていきますので、次の議会にしっかりと何を申し送るかということ念頭に置いて、視察をどこか選定して行ったほうがいいだろうというふうには私は思っていて、前の委員会は環境ということで秋田のダイセキ環境ソリューションの関連の同じような処理をしているところへ視察へ行ったということでしたけれども、やっぱり観光関連、または自治会の関連云々あるんですけど、やっぱり観光関連、一丁目一番地で行ったほうがいいような気はせんでもないなあというふうには思います。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

○委員（酒井正司君） 私ごとで恐縮なんですけど、私は議員になってすぐ唐崎の研修に行きまして、そこの非常に近い位置に大津市坂本ですね。これはまさに明智光秀が全盛期を過ぎた場所なんです。延暦寺の麓にいわゆるまさに菩提樹があります。もう本当に見上げるような大きな木がありますし、市内には銅像ですとか、それから琵琶湖のここから陸に上がったよという史跡が残っておりまして、看板等も立っています。非常にそういう明智光秀にとってはまさに世に出たところであり、一番活躍した場所なんです。それをずうっと見てきて、今、可児市のここ生誕地だよという非常に何か比べると、何か本当に貴重なんではあるんですが、心細い遺跡しかないんでね。中で頑張るのもいいけど、外の取り組みを知るということも一つ大事なことじゃないかなあと、そんなことを個人的には感じています。以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

じゃあ、坂本というの、今、御意見いただきましたので、ちょっと考慮をさせていただきますと思います。

○委員（亀谷 光君） 今の意見にセカンドをします。

西教寺というお寺が当然そこにある。そこにですね、光秀の深い中身が全部あるようでして、私も1度だけしか、15年ぐらい前に行ったんですが、あそこが非常に何か参考になるという、あそこの市の議員が、うちのほうの生誕地のことについて電話がありまして、一度そこに行ったらどうかなあと、今、酒井委員がおっしゃった同じ意味ですが、よろしくお願ひします。

○委員長（板津博之君） また、じゃあ、光秀という部分で今のお話もちょっと考慮させていただきますと思います。

そうですね、観光というのはやはり市長の公約でも出ておりましたし、当委員会としても総務企画委員会と重複する部分もあるんですけど、観光という面からの光秀というキーワードをもとにした視察先というの、ちょっと考えていきたいなあというふうには思っております。

ほかに御意見よろしかったですか。

渡辺仁美委員はよろしかったですか、何か。

○委員（渡辺仁美君） 川上委員とそれから酒井委員のおっしゃった一丁目一番地というところで、やはりここで、そういったところを視察しないわけにはいかないかなあというふうに感じます。

○委員長（板津博之君） 済みません。きょうは私のほうでスムーズな議事運営にというて、皆さんなかなか意見を言いにくい環境にしてしまったかなと思っていますけど、伊藤壽委員は何かございませんですか。

○委員（伊藤 壽君） 2日とれば、京都府のほうの関連の明智光秀に関連した地を視察するというのもありかなと思います。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは副委員長、最後に何かよろしいですか。

○副委員長（大平伸二君） ありがとうございます。結構です。

○委員長（板津博之君） それでは、本日はおかげさまでこの時間で終わることができました。建設市民委員会のほうを閉会といたします。

閉会 午前 11 時 24 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 12 月 11 日